

「期限付き墓」で不安解消

「期限付き墓」などと呼ばれる、使用期間を定めた墓が増えていく。期間が満了すると、霊園側で墓の撤去や永代供養墓への合祀などを行う。子どもがおらず、墓の承継に不安がある人らの関心を集めている。
(斎藤圭史)

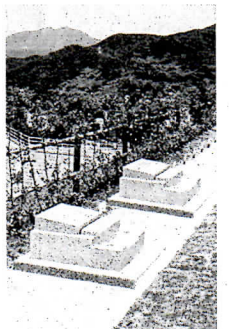


「後継ぎ、予算、管理など、様々な悩みに対応できるお墓が必要になっている」と、レンタル墓の前で話す網代さん（埼玉県東松山市の大谷浄苑で）

埼玉県東松山市の西照寺が運営する霊園、大谷浄苑は2年前、「レンタル墓」の販売を始めた。家ごとに分かれた0・8平方メートルの専用区画に霊園指定の墓石を建てられる。一般的な墓との違いは、使用期間が決まっている点だ。子孫への承継が前提で期間の定めのない一般的な墓に対し、レンタル墓は期間10年に設定している。満了後は原則、霊園が墓石を撤去。納めていたお骨は、

満了後 永代供養墓へ

霊園内の永代供養墓に移す。家族が別の墓や納骨堂に納めてもよい。使用契約を延長することもできる。価格は、10年間の使用料と墓石代、墓石の撤去費用も含めて30万円から。永代供養を申し込んだ場合は40万円かかる。 「亡くなった家族の墓を建てたい。墓を継ぐ子はいないが、自分が元気な間だけでも



①みやぎ霊園の期限付き墓「夫婦百年の提燈墓」（みやぎ霊園中央霊園）②新横浜中央霊園の「やすらぎ」も生前に建てる人も多いという

くらし 家庭

期間は10年から100年までの10年刻みで選べる。10年使用の価格は、50万円（墓地と墓石の使用料、10年分の管理料）。40区画の募集に対し、すでに3区画で申し込みがあった。 霊園の企画開発などを手掛ける「加登TOKYO」（本社・大阪市）も昨年7月から、横浜市の新横浜中央霊園で、30年の期限付き墓「やすらぎ」を販売している。価格は99万5000円から。子どもがいなくても、60代の夫婦を中心に計16人が契約済みという。 両霊園とも、期間満了後は、園内の永代供養墓にお骨を移

お参りしたい」「墓を建てたいが、まとまった金を用意できない」などの理由で、計4人が契約している。 霊園を管理する西照寺副住職の網代豊和さんは「子どもがいても、遠方に住むようになつて墓守が難しくなるかもしれない。承継の不安を解消するお墓」と説明する。 公益財団法人アタラクシアが運営する仙台市のみやぎ霊園でも、使用期限を設けた「夫婦百年の墓」を5月に発売した。使用期間は10年、10年使用の価格は、50万円（墓地と墓石の使用料、10年分の管理料）。40区画の募集に対し、すでに3区画で申し込みがあった。



一般社団法人「全国優良石材店の会」（東京）の山崎正子さんによると、こうした期限付きの墓が目につき始めたのは、4、5年前からという。 新規の墓だけでなく、既存の墓にも使用期限を設定できるようにしたのは、北海道三笠市の北海道中央霊園だ。期間の設定は利用者の任意。満了後は、園内の永代供養墓に改葬される。契約時に撤去などにかかる費用を預ける。 4月に募集を始めたところ、子どももいない夫婦や配偶者に先立たれた人ら約30人から申し込みがあった。運営する公益財団法人では「七回

忌や十三回忌のタイミングを期限とする人が多い。今後、会報などで、利用者への周知をさらに強化したい」という。 「メモリアルアートの大野屋」（東京）も、さいたま市の岩槻光輪浄苑や東京都町田市の町田いずみ浄苑フォレストパークなど首都圏の霊園6か所で、一定の使用期限後に永代供養墓に移す「安心プラン」を提供。190人ほどが契約している。 東洋大学教授の井上治代さん（家族社会学）は「家族の形が小さくなっていく今、代々にわたって墓を守っていけると考えている人は、くわすかで、期限を設けることに違和感を抱かない人も多くなっている。承継者がなく、管理料が払われない『無縁墓』が社会問題化しており、有期限の墓は必然的な流れとして、今後増えていくだろう」と話している。